

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

2019年 人事院勧告

8月7日(水)に2019年の人事院勧告が出されました。

人事院は内閣と国会に対して、一般職国家公務員給与を本年から官民較差「387円(0.09%)」に基づく、高卒初任給2000円、大卒初任給1500円、若年層のみ棒給200~2000円の引上げ(平均改定率0.1%)、住居手当の下限を4000円引上げ(16000円)、住居手当の上限を1000円引上げ(28000円)、および一時金を0.05月引き上げる勧告を行いました。以下にその内容を記します。

2019年人事院勧告の内容

2019. 8. 7

1 月例給

- ・ 民間給与との較差/平均0.09%(387円)
- ・ 棒給/若年層のみ200円~2,000円の引上げ(平均改定率: 0.1%)

2 初任給の改定

学歴・格付け等	現行額(円)	改定額(円)	引上額 (円)	引上率 (%)
高卒(1級5号俸)	148,600	150,600	2,000	1.35
大卒(1級25号俸・ 一般職大卒)	180,700	182,200	1,500	0.83
大卒(2級1号俸枠外・ 総合職大卒)	185,200	186,700	1,500	0.81

原研労組に加入し、労働条件の改善と働きがいある職場をともにめざしましょう。(内線 Tel. 81-5413, 81-5414)

URL <http://orange.zero.jp/genkenrouso.wing/> E-mail genkenrouso@muse.ocn.ne.jp

3 住居手当の改定

- ・ 公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ **(12,000円→16,000円)**
- ・ これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ **(27,000円→28,000円)**
- ・ 手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

4 一時金の改定

4. 45月(2018年度) → 4. 50月(2019年度)

		6月期	12月期	計
2019年度	期末 手当	1. 30月 (支給済み)	1. 30月 (改定なし)	
	勤勉 手当	0. 925月 (支給済み)	0. 975月 (現行0. 925月)	
計		2. 225月	2. 275月	4. 50月
2020年度 以降	期末 手当	1. 30月	1. 30月	
	勤勉 手当	0. 95月	0. 95月	
計		2. 25月	2. 25月	4. 50月

※ 再任用(再雇用)職員については改定なし

5 実施時期

月例給／2019年4月1日。一時金／法律の公布日。住居手当については2020年4月1日

6 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。

民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討。

以上

【特殊法人労連 幹事会声明】

2019年人事院勧告について

2019年8月7日

特殊法人労連幹事会

1. 6年連続の俸給表及び一時金の引上げとはなかったが

人事院は本日、内閣と国会に対して、一般職国家公務員給与を本年から官民較差「387円(0.09%)」に基づき、初任給は、大卒1,500円、高卒2,000円を引上げ、それに伴う若年層を基本とした引上げ(平均改定率0.1%)および一時金を0.05月引き上げる勧告を行った。6年連続の俸給表及び一時金の引上げとはなかったが、生活改善には程遠い超低率のものである。

2. 住居手当の上限額(27,000円)の引上げ(1,000円)で地域間格差は拡大

人事院は、「公務員宿舎使用料の上昇を考慮し、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円まで4,000円引上げ、これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げる。」とした。

手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げることに伴い、住居手当が減額となるのは地方エリアである。

「0%から20%の地域手当」と相まって、地域間格差が拡大することとなる。

同時に、住居手当の水準のあり方についても、問題指摘せざるを得ない。民間の住居手当の水準は30,000円を超えている状況であるにもかかわらず、今回の勧告でも、上限は、28,000円にとどまっている。

人事院の本来の役割は、民間と公務員水準の格差是正であり、本来の役割を発揮すべきである。

3. 高齢職員を冷遇

今回の勧告では、再任用(再雇用)職員の賃上げ、生活関連手当の支給及び一時金の引上げが見送られた。働き方改革により、「同一労働同一賃金」の具体化や定年齢引上げが検討されているにもかかわらず、高齢職員を冷遇する措置は看過できない。

また、人事院は、“給与制度における今後の課題”において、「民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討する。」としている。

定年齢の引上げが遡上に上がっている中で、給与水準の頂点を60才より低い年齢とすることをめざしていると言わざるを得ない。教育費負担にあえぐ高齢職員の実態を顧みない姿勢である。

4. 増税路線のなかで労働者の生活をまもる運動を

特殊法人労連は、公務労組連絡会の人事院交渉・内閣人事局交渉に参加し、特殊法人・独立行政法人の労働者の要求実現に奮闘した。また、全労連公務部会の中央行動に参加するとともに、「賃金改善署名」に取り組んできた。

今年も人事院勧告に準拠した賃金回答となることが予測される。特殊法人労連は自主交渉・自主決着の立場に立って、職場の要求を軸に賃金・労働条件の改善を追求していく。

2019年10月に消費税の10%への増税が実施されようとしている。

憲法「改正」の発議に向けた国会での議論も画策されている。

特殊法人労連は、日本国憲法の「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を守り、国民生活の向上に寄与する公的事業と自らの雇用・労働条件を守るために奮闘する決意である。

以上

不当差別是正訴訟 第5回総会のお知らせ

不当差別是正訴訟について、第5回総会が以下の日程で開催されます。

裁判も近々、証人尋問に入る見込みですが、これまでの活動や今後の展望等について報告・議論を行いたいと思います。よろしければ奮ってご参加ください。

- 日時： 2019年8月24日(土) 14時00分から16時30分頃まで**
場所： アイヴィル(東海駅前 東海村産業・情報プラザ) 3F 会議室
内容： 第1部 報告「裁判の現状と今後の展望」(弁護団)
第2部 総会 2018年度活動経過、会計及び監査結果報告
2019年度活動方針等の提案、討議及び採択
原告団あいさつ、
総会終了後に懇親会を開催いたします。

科労協運動の強化を図る検討会 参加者募集!

科学技術産業労働組合協議会(科労協)の勉強会が以下の日程で開催されます。

科労協は宇宙労(JAXA)、理研労(理研)、科学振興労(JST)、原研労(JAEA)の4単組が集まった協議体で、科学技術に携わる者の労働条件を改善し、研究開発成果を挙げることで人類の発展に貢献することを目指して活動を行っています。

組合員であればどなたでも参加が可能ですので、ご意欲・ご興味のある方は原研労組事務所、または最寄りの中央執行委員、支部執行委員、分会長などにご連絡下さい。

- 日時： 2019年8月31日(土) 14時00分から18時30分頃まで**
場所： 東京八重洲ホール(東京駅前・八重洲) 411 中会議室
目的： 科労協及び各単組の運動を強化し、仕事(事業)・雇用・労働条件等の維持・向上を図る取り組み策などを検討・討議等するものとする。

参加者： 各単組から5名以上、交通費は支給いたします。
